

横浜市立上白根小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 10 日(月)	策定
平成 26 年 9 月 1 日(月)	改定
平成 31 年 4 月	改定
令和 2 年 6 月 25 日(木)	改定
令和 3 年 4 月 12 日(月)	改定
令和 4 年 4 月 11 日(月)	改定
令和 5 年 3 月 20 日(月)	改定
令和 6 年 3 月 8 日(金)	改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち「いじめは人権を侵害する行為であり、決して許されない行為」であるという共通理解をする必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

定期の「学校いじめ防止対策委員会」の構成員は、学校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。いじめを認知するときの「学校いじめ防止対策委員会」は、さらに関係児童の担任を加える。必要に応じて心理や福祉の専門家（SC、SSW）の参加を求める。さらに、警察、西部児相等、外部機関の支援を受ける場合もある。

○委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を月1回定期的に開く。また、いじめを認知したときには、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開く。そして、学校いじめ防止対策委員会が中心になって

組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保存し、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在とその活動を児童や保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する調査（アンケートや聴き取り）により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の事情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめは、絶対に『しない・させない・許さない』という姿勢で取り組み、互いのよさや違いを認め合える日々の学校生活を大切にす

る。

具体的には、

- ・一人ひとりに活躍の場面がある授業をつくる。
 - ・一人ひとりの自己肯定感や自己効力感が高められるような授業をつくる。
 - ・一人ひとりが安心できる学びの場をつくる。
- ・道徳教育や人権教育を推進し、自分を大切にし相手を尊重する気持ちや態度を育てる。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」（以下 YP）を活用し、どの子も心落ち着ける時間をつくる。

○いじめの早期発見

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処への前提であり、全ての大人が連携して児童のささいな変化に気付く感度を高めることが必要である。「いじめではないか？」と思ったら、まずその子に関わってしっかり受け止める。そして一人で抱え込まず、学年など周囲に相談する。情報収集や事実確認を十分にいき、チームとして対応を検討する。

○いじめに対する措置

被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援を迅速かつ継続的

に行う。いじめが犯罪行為と認められた場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報する。また、専門機関と連携をとり解決に向けて取り組む。

○いじめの解消

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

しかし、これはあくまで、一つの段階に過ぎず、「解消されている」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性は十分にあり得る。いじめを受けた児童やいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

○教職員等への研修

年間計画をもとに、児童理解研修・いじめ防止研修を実施する。

○学校運営協議会等の活用

いじめについて、学校・家庭・地域で情報を交換し共有していく。きずなの会の方々にも定期的に校内をパトロールしていただき、連携を深めていく。

○取組の年間計画

月	内 容
4	いじめ防止対策委員会（組織の役割と年間計画の確認） 前年度からの引き継ぎと情報収集（個人情報管理方法の確認） よこはま子ども会議（特活部と取組の計画の確認） 児童実態の把握と共通理解 YP 年間計画の作成
5	横浜型センター的機能によるコンサルテーションの実施（必要に応じて） 職員研修（児童理解のための研修 特別支援研修 など） 児童実態の共通理解 第1回いじめアンケート実施（記名式） 教育相談
6	いじめチェックリストの確認 職員研修（傾聴訓練研修） 第1回 YP アセスメントの実施・入力 学年ブロックでの分析と実態把握
7	児童実態の共通理解 職員研修（自殺防止予防研修）
8・9	夏休み明けの児童実態の共通理解
10	横浜型センター的機能によるコンサルテーションの実施（必要に応じて） 児童実態の共通理解 いじめ防止対策研修
11	第2回 YP アセスメント2回目の実施・入力 学年ブロック分析と実態把握 いじめチェックリストの確認（11月末）
12	児童実態の共通理解 第2回いじめアンケート実施（無記名）
1	横浜型センター的機能によるコンサルテーションの実施（必要に応じて） （必要に応じて内容を次年度へ引継ぐ） 児童実態の共通理解
2・3	児童実態の共通理解

4 重大事態への対応

○重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より）

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態または重大事態の疑いに当たる。

- ①いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（例：自殺を図った場合、重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神的疾患を発症した場合）
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
（年間30日を目安とする。）
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合。

○発生の報告

重大事態は、「疑い」が生じた段階で速やかに調査を開始する。そして、直ちに教育委員会に報告する。

○警察との連携の徹底

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを認識し、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。（いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づく）
また、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行う。

警察との連携体制の構築は以下のように取り組む。

- 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進
（相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能にする）
- 学校・警察連絡員の指定の徹底
（緊急時を含め、日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築）
- 学校警察連絡協議会等の活用
（学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進する）
- スクールサポーター制度の積極的な受け入れの推進
（学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用）

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対する組織体制や対応の流れについて、年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行う。（PDCAサイクル）

必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。